

懲戒処分等の情報の公表

懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成18年11月14日施行）に基づき、
会員の懲戒処分等について、以下に公表する。

《会則第47条および第47条の2の規定に基づく会長による会員の処分》

- ・氏名 村嶋 隆男
- ・登録番号 03262008
- ・会員番号 4694
- ・事務所名称 行政書士事務所ファーム
- ・事務所所在地 大阪市天王寺区上本町5丁目3番7号 大阪ミシン機友会館4階
- ・所属支部 天王寺支部
- ・処分年月日 平成23年10月18日
- ・処分内容 会員の権利の停止（平成23年10月28日から6ヵ月間）
- ・処分理由 行政書士法第6条の4、第8条第1項、第10条、第10条の2第1項、
会則第40条、第49条第1項に違反した。

〔 風俗営業許可申請の受託業務について、かねてより確執がある
司法書士の関与を排除し直接依頼者と交渉するため、司法書士の
簡裁代理権の範囲を超える、合意なき過大な金額の報酬を依頼者
に請求した。このような事実は、行政書士の信用及び品位を害する
ものである。〕

また、事務所に報酬額表を掲示しなかったほか、事務所の移転
を適切に行わなかった。〕

平成23年10月18日

大阪府行政書士会

会長 北山 孝次

※ 公表する期間：平成23年10月28日から平成25年4月27日まで